

公表第13号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市議会議長、久留米市選挙管理委員会委員長、久留米市公平委員会委員長及び久留米市田主丸財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年9月9日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成29年度

部局名：田主丸財産区

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	事務監査	公印管理 事務	保有及び使用している公務用の印章について、公印規程が整備されていない。
指摘事項	財務監査	報酬支払い事務	議員期末手当の差額支給において、所得税の算定方法に誤りがあり、不足額が生じている。
			指摘を受け、久留米市田主丸財産区議会公印取扱要綱を制定し、平成30年5月1日施行しました。
			各議員に事情を説明し、理解を得た上で、全員が確定申告をすることにより不足額を解消した。また、今後、適正な事務処理を徹底することを職員間で共有した。